

令和8年度
音楽によるまちづくり推進事業補助金
募集要項

募集期間

令和8年4月24日（金）～ 令和8年5月25日（月）

1. 目的

音楽によるまちづくり推進のため、音楽を活用したイベントを実施し、地域の賑わいを創出することを目的とする。

2. 補助対象事業

補助対象となる事業は、市内で開催するライブ、コンサート等の音楽イベントで、魅力ある音楽鑑賞機会の提供と音楽のまちのブランド化を推進する事業とする。

3. 補助事業要件

1 補助事業の要件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自主企画によるもの
- (2) 補助事業実施の翌年度以降も活動を継続するもの
- (3) その他市長が適当と認める事業

2 次の各号に該当する事業は対象外とする。

- (1) 学校等の行事や各種活動に属する事業
- (2) 政治に関する活動を目的とする事業
- (3) 宗教に関する活動を目的とする事業
- (4) 一般に広く公開されない事業
- (5) その他市長が適当でないと判断した事業

4. 補助事業者要件

1 補助事業者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

- (1) 規約等を有する団体若しくは実行委員会であり、代表者、所在地が明確であること。
- (2) 活動実績が3ヶ月以上あること。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の団体等は対象としない。

- (1) 地方公共団体
- (2) 県文化協会及び市町村文化協会等を構成員とする団体
- (3) 学校等に属する活動団体
- (4) 政治に関する活動を目的とする団体
- (5) 宗教に関する活動を目的とする団体
- (6) 過去に本補助金の交付を6回受けた団体

※平成27年度から令和7年度の間「音楽によるまちづくり推進事業」を対象とした補助金の交付を受けた回数を実績として集計する。

- (7) 市税の滞納がある者（法人格を有しない団体の場合は、その代表者）
- (8) 代表者が未成年者である団体
- (9) 代表者が成年被後見人若しくは被保佐人又は法令上これと同様に取り扱われている者

- (10) 代表者が法律に違反し、刑の執行（執行猶予期間中を含む。）を終えていない団体
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を構成員とする団体

5. 補助対象経費

- 1 補助対象経費は、別表1に掲げるものとする。
- 2 補助対象経費は、実績報告時に補助事業者により支出した証明（日付、支払者、内訳、金額等）が確認できるものに限る。
- 3 補助対象外経費は別表1に掲げるもののほか、次の各号に該当する経費は対象外とする。
 - (1) 異なる会計年度に属する経費
 - (2) 支出日が交付決定日より前である経費
※ただし施設使用料に関してはこの限りでない
 - (3) 補助事業者ではない者が支出した経費
 - (4) 支出請求先が補助事業者（役員、構成員を含む。）と同一となる経費
 - (5) 本市の他補助金等により交付される経費と重複する経費
 - (6) 国・県または他団体の補助金等により交付される経費と重複する経費

6. 補助金の額

- 1 補助金の額は、補助対象経費の4分の3以内とする。ただし、補助金の額に端数が生じる場合は、1,000円未満を切り捨てる。
- 2 消費税及び地方消費税も対象とする。ただし、消費税及び地方消費税の申告により仕入税額控除を受ける場合には、当該仕入控除税額は除いた額を対象とする。
- 3 前項の補助金の上限額は、原則100万円とする。ただし、これまでに本補助金の交付を3回以上受けている団体については、上限額を50万円とする。なお、予算の範囲内で減額して配分することがある。

7. 補助対象事業期間

交付決定日から令和9年2月10日まで

8. 交付申請

※事前に別添の「音楽によるまちづくり推進事業補助金注意事項」をご確認ください。

補助金の交付を受けようとする団体等は、次に掲げる書類を、令和8年5月25日(月)17時(必着)までに「沖縄市役所経済文化部文化芸能課」(本庁2階)へ直接又は郵送で提出すること。

※必要書類に不足がある場合は受付できないため、期限に余裕を持って提出をお願いします。

- (1) 補助金等交付申請書(共通要綱 第1号共通様式)
- (2) 事業計画書(様式第1号)

- (3) 収支予算書(様式第2号)
- (4) 団体調書(様式第3号)
- (5) 補助金への申請に係る確認書(様式第6号)
- (6) 団体等の規約及び会則
- (7) 団体等の役員及び構成員名簿
- (8) 市税の滞納が無い証明書(原本)
- (9) 収支予算書の根拠となる資料(見積書等)
- (10) その他市長が必要と認める書類

今後のスケジュールについて

実施期間	実施内容
令和8年4月24日(金)～令和8年5月25日(月)	応募書類の提出
令和8年6月中旬頃	プレゼンテーション
令和8年6月中旬頃	補助事業者選定、交付決定通知
交付決定後～	補助事業実施
補助事業終了後～	実績報告書の提出～支払

※プレゼンテーションについては、日程が決まり次第、応募者へ直接ご連絡致します。

9. 審査

- 1 本要項 8.の規定による申請書の提出があったときは、書類による審査を行うとともに、音楽によるまちづくり推進事業補助金交付団体等審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、企画提案による審査を行うものとする。
- 2 評価項目
評価項目は、次表に掲げるとおりとする。ただし、審査委員会で評価項目を変更、追加等することがある。

評価項目	評価のポイント
企画趣旨	地域の賑わい創出・音楽のまちブランド化に結びつく目的があるか。
企画内容	魅力あるプログラムになっているか。また、他の事業と差別化できる独自性があるか。
計画性・実現性	日時、場所、プログラム、出演者等に計画性があり、確実な実施が見込めるか。
波及性	地域経済(商店・飲食・観光)や地域活性化に与える効果が見込めるか。
広報活動	多くの方に鑑賞機会を提供するための広報手段・ターゲティングが具体的か。

発展性	団体及び活動の発展が期待でき、補助金がなくても活動を実施しようという意欲が感じられるか。
実施体制	代表者及び事業担当者を十分に配置し、各構成員の役割が明確に決められているか。
	予算積算等が適切であるか。
企画提案	分かりやすく提案をしているか。質問に対して明確に答えているか。

10. 交付決定

- 1 市長は、本要項 9. の審査により補助金の交付が適当と認めた補助事業者に対し、補助金等交付決定通知書（共通要綱 第 2 号共通様式）により通知する。
- 2 補助金の交付を行わないことを決定した申請者に対しては、その旨を通知する。

11. 事業の変更

- 1 本要項 10. の交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、事前に協議（参考様式）をした上で、補助事業等変更等承認申請書（共通要綱 第 3 号共通様式）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。
- 2 前項の変更等の申請に添付する書類は、交付申請と同様とする。

12. 実績報告

- 1 補助事業者は、事業が終了したときは、終了した日から起算して 60 日以内、又は交付を受けた会計年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。
 - (1) 補助事業等実績報告書（共通要綱 第 8 号共通様式）
 - (2) 事業報告書（様式第 4 号）
 - (3) 収支決算書（様式第 5 号）
 - (4) 収支決算書の根拠となる資料
 - (5) その他市長が必要と認める書類
 - ※パンフレット・チラシ等、アンケート結果、当日の様子が分かる写真 等
- 2 交付対象者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

13. 補助金等の確定

実績報告の内容を審査し、交付すべき補助金等の額を確定したときは、補助金等交付確定通知書（共通要綱 第 9 号共通様式）により通知する。

14. 概算払等

- 1 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合、補助金等概算払等申請書（共通

要綱 第 6 号共通様式) により市長に概算払を求めることができる。ただし、原則として交付決定額の過半を超えて概算払とすることはできない。

- (1) 補助事業の既成部分に関する実績報告(本要項 10. に準ずる)を行い、補助事業の一部について実施済みであると市長が認める場合
 - (2) 当該事業等の円滑な運営に支障が生じると市長が認める場合
- 2 市長は、前項の申請を審査し、概算払の必要があると認めた場合は、補助金等概算払等決定通知書(共通要綱 第 7 号共通様式)により通知する。
 - 3 補助金等の概算払等を認めないことを決定した申請者に対しては、その旨を通知する。
 - 4 第 1 項の規定により既に支払を受けた概算払費が本要項 13. の確定額を超えるときはその超える金額について返還するものとする。

15. 補助金等の請求

- 1 補助事業者は、補助金額の確定又は概算払等の決定通知の写しを添えて、補助金等交付請求書(共通要綱 第 10 号共通様式)により補助金を請求するものとする。
- 2 前項の請求は、交付を受けた会計年度の 3 月 15 日までにしなければならない。

16. 感染症拡大防止及び自然災害に伴う事業中止の判断について

市または補助事業者が事業中止の判断をした場合は、補助金額の確定のため本要項 12. の報告を行い、検査を受けること。

17. その他

- 1 広報物として、チラシ・ポスターを作成する場合は、「令和 8 年度 沖縄市音楽によるまちづくり推進事業補助金」と表記すること。また、印刷前に市へ原稿内容を確認すること。
- 2 市は、広報周知の協力は行うが、その他準備等は申請者で行うこと。
- 3 問い合わせ

〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町 26 番 1 号

沖縄市役所 経済文化部 文化芸能課 音楽芸能係(本庁 2 階)

担 当：仲宗根・島袋

T E L：098-939-1212 内線(3293)

F A X：098-937-0342

E-mail：bungeia56@city.okinawa.lg.jp

別表 1

費目	補助対象経費
設営・舞台費	施設使用料（前日リハーサル含む。）、会場設営費、付帯設備費、空調費、大道具費、小道具費、機材運搬費、オンライン配信費、その他会場設営等に係ると認める経費
事業費	照明費、音響費、舞台美術製作費、舞台監督費、効果費、楽器・衣装レンタル費、当日スタッフ費等 ※技術料の経費の 1 日あたりの上限額は、沖縄県舞台運営事業協同組合「基準技術料金表」に準ずる。（交通・宿泊・出張費は対象外とする。） オペレーター技術料 1名 30,800 円（税込） チーフ・オペレーター技術料 1名 41,800 円（税込） 舞台監督 技術料 1名 55,000 円（税込）
広報・宣伝費	チラシ・ポスター等印刷費、その他広報宣伝に係ると認める経費
費目	補助対象外経費
謝金・人件費	出演料、司会料、講師料
交通費	交通費、燃料費、旅費、出張費
飲食・接待費	ケータリング費、弁当代、飲物代、接待費
通信費	電話、FAX 料、インターネット費
記録費	記念写真・記録動画撮影費、録音費
運営雑費	消耗品費・インク代・コピー用紙代、各種手数料等
備品費	衣装購入代、楽器購入代等
感染症対策費	マスク、消毒液、体温計、手袋等
その他経費	稽古時の施設使用料